

## 国民健康保険税の特別徴収

「特別徴収」とは、公的年金から税金等を天引徴収する制度です。

■実施期間／4月支給分の年金から  
■対象者／対象となる世帯には、「特別徴収開始通知書（仮徴収）」を送付しています。

■対象税額／本年4・6・8月の年金支給から徴収する分については、「仮徴収」となります。平成24年度の国民健康保険税より算定した金額を徴収します。

10月以降の年金支給からは、「本徴収」となります。昨年の所得等をもとに算定（7月中旬に通知予定）を行い、算定された金額から仮徴収額を差し引いた金額を徴収します。

なお、次の要件を満たす方は、申請していただくことにより、口座振替で国民健康保険税をお支払いいただくことができます。

- ①これまで、国民健康保険税を滞納することなく納めている方
- ②これからの国民健康保険税を、口座振替により納めていただける方（すでに口座振替を利用されている方も含まれます）

ただし、該当する世帯でこれから申請される方については、8月分以降からの口座振替となります。また、特別な理由がなく納付が滞つ

た場合や、口座振替できなくなった場合は、本年10月から特別徴収に変更となります。

■問い合わせ／吉備庁舎税務課

## 国民健康保険税の軽減措置

平成22年4月から、倒産・解雇などによる離職や、雇止めなどによる離職をされた方の、国民健康保険税が軽減されています。

軽減を受けるには、届出が必要で、次の要件に該当する方は、雇用保険受給資格者証と認印をご持参のうえ、役場各庁舎窓口までお越しください。

### ■対象者

次のいずれかに該当し、求職者給付を受ける方、あるいは、受けた方

- ①雇用保険の特定受給資格者  
(例／倒産・解雇などによる離職)
- ②雇用保険の特定理由離職者  
(例／雇止めなどによる離職)

※雇用保険受給資格者証の離職理由コードが、11、12、21、22、23、31、32、33、34に該当される方が対象となります。

※高齢受給資格者および特例受給資格者の方、雇用保険受給資格者の対象でない方は対象なりません。

■軽減額／国民健康保険税は、前年の所得などにより算定されます。

軽減は、該当者のみ、前年の給与所得をその100分の30とみなして行います。同一世帯のその他の家族については、通常の計算となります。

■軽減期間／離職日の翌日から、翌年度末までの期間です。

※雇用保険の求職者給付を受ける期間とは異なります。

※届出が遅れても、さかのぼって軽減を受けることができます。

※国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。

■問い合わせ／吉備庁舎税務課

## 福祉

### 生活管理指導員派遣事業

社会適応が困難な高齢者（65歳以上の虚弱なひとり暮らしの高齢者）の方を訪問し日常生活、家事および対人関係の構築に対する支援、指導を行う事業です。ただし、介護保険法に規定する要支援・要介護と認定された方、または町内の同一区域内で子どもが居住している場合は、本

事業のサービスは利用できません。この事業には利用料が必要です。

■問い合わせ／金屋庁舎長寿支援課

### ひとり暮らし老人等あんしんシステム(緊急通報装置)貸与

介護認定を受けているひとり暮らし高齢者の方、ひとり暮らしの重度身体障害者の方、またはひとり暮らしの突発的な症状で生命に危険のある持病をお持ちの方を対象に、緊急通報装置の貸与を行っております。町内の同一区域内に、お子様がお住みの方には、貸与できません。

### ■貸与費用

設置工事費 1,491円(設置時)  
電池代 400円(2年に一回)

■問い合わせ／金屋庁舎長寿支援課

### 生きがい活動支援通所事業

65歳以上のひとり暮らし高齢者等（介護保険法に規定する要支援・要介護と認定された方は除く）で、家に閉じこもりがちな方を対象に有田川町公共施設において、娯楽・機能訓練等のサービスを行う事業です。

この事業には利用料が必要です。

■問い合わせ／金屋庁舎長寿支援課